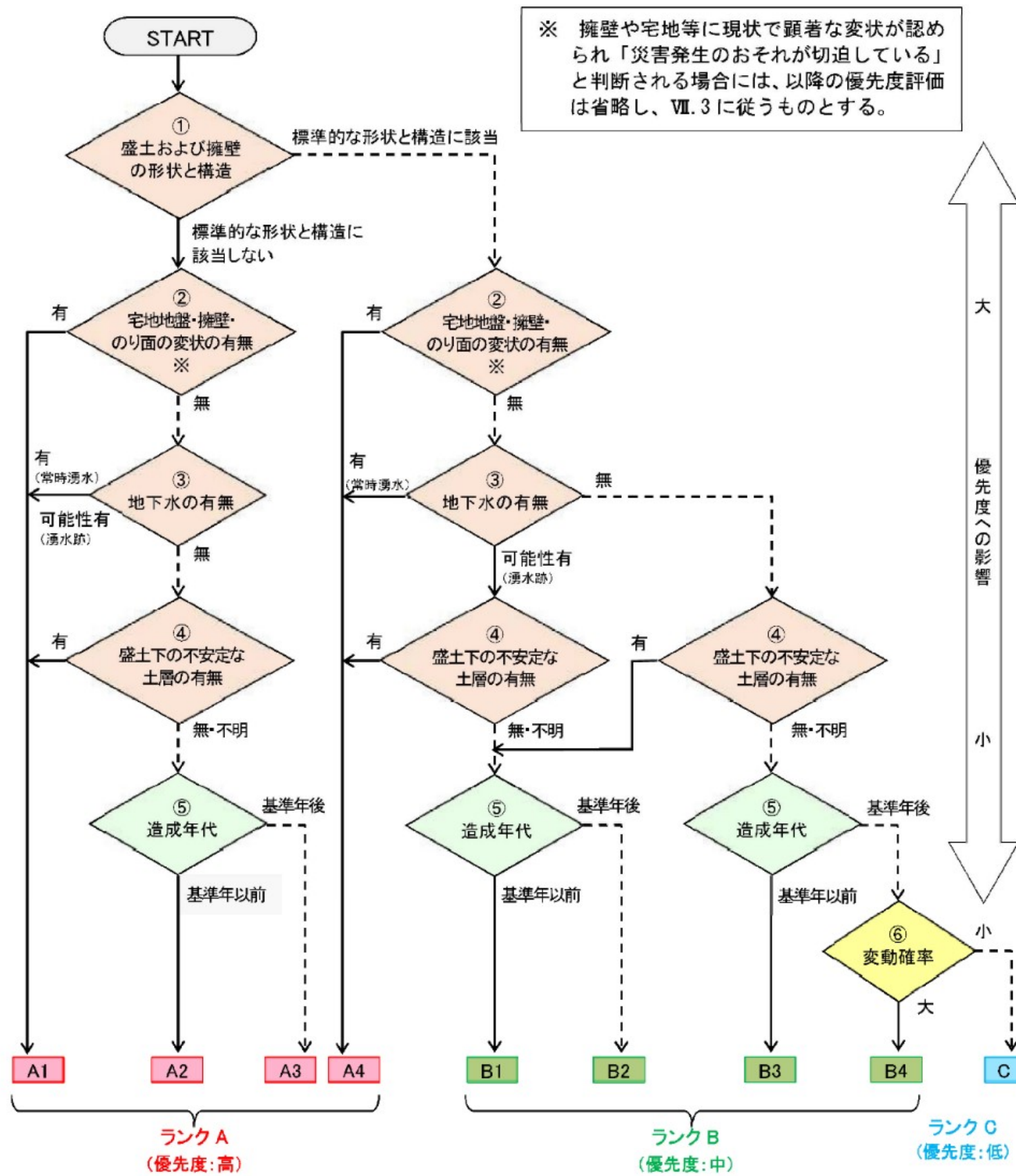


# 優先度評価フロー



## 経過観察頻度レベルの定義、盛土の分類、優先度ランクの関係

経過観察頻度レベル	定義	盛土の分類	優先度ランク (図 1.2、表 1.1 参照)
高	変状若しくは湧水が認められるため、「高」頻度で経過観察が必要な盛土	変状若しくは湧水が認められる盛土 ※滑動崩落を示唆する変状は「早期に第二次スクリーニング」を行う必要があるため対象外	A1・A4 (「変状有」若しくは「地下水有」に該当する盛土)
	変状及び湧水が認められないが、変状及び湧水を除く優先度評価指標のいずれかに該当するため、「高」頻度で経過観察が必要な盛土	変状及び湧水が認められないが、以下の優先度評価指標のいずれかに該当する盛土 ・盛土下の不安定な土層有 ・盛土および擁壁の形状と構造が非標準	A1・A4 (「変状有」若しくは「地下水有」に該当しない盛土) A2・A3 B1・B2 (「盛土下の不安定な土層有」に該当する盛土)
中	造成年代と変動確率を除く、全ての優先度評価指標が該当しないため、「中」程度の頻度で経過観察が必要な盛土	造成年代と変動確率を除く、全ての優先度評価指標に該当しない盛土	B1・B2 (「盛土下の不安定な土層有」に該当しない盛土) B3・B4・C

※経過観察マニュアル p.7 抜粋，塩竈市の該当する優先度ランクを併記した